

役員報酬および費用弁償規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人大和清寿会（以下「法人」という。）の役員報酬および費用弁償に関する事項を定める。

（報 酬）

第2条 法人の役員のうち法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、月額1,000,000円とする。

（支 給 日）

第3条 役員報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

（費用弁償）

第4条 役員が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために要した費用は弁償する。

2 費用弁償額は、役員の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

（改 正）

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。